

## 国立大学法人広島大学における契約情報の公表基準

### 広島大学財務会計処理細則5－9「契約情報の公表基準について」

#### 1. 趣旨

この細則は、会計規則第34条の規定に基づき、業務の公共性及び運営の透明性を確保するため、契約担当職(分任契約担当職を含む。以下同じ。)が締結する契約の公表基準について必要な事項を定めるものとする。

#### 2. 内容を公表する契約

契約担当職は、契約金額が500万円以上の支出の原因となる契約(工事請負契約及び雇用契約を除く。)について公表するものとする。

#### 3. 公表する事項

契約担当職は、次の各号に掲げる事項について、競争入札による契約の場合は競争入札の公表(様式1)又は随意契約の場合は随意契約の公表(様式2)により公表するものとする。

- (1) 物品等又は役務の名称及び数量
- (2) 契約担当職の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
- (3) 契約を締結した日
- (4) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (5) 契約内容が競争入札の場合は、一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨
- (6) 契約内容が随意契約の場合は、随意契約によることとした規則等の根拠条文及び理由(企画競争又は公募手続きを行った場合には、その旨を記載すること。)
- (7) 予定価格(公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は本学の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。)
- (8) 契約金額
- (9) 落札率(契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。)
- (10) 契約内容が随意契約の場合は、契約の相手方に本学の常勤職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数

#### 4. 公表の時期等

- ① 公表は、契約を締結した日の翌日から起算して72日以内とする。
- ② 前項の規定にかかわらず、各年の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については、93日以内に公表することができる。
- ③ 公表期間は、少なくとも契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日までとする。

#### 5. 公表の方法

契約担当職は、契約内容について本学ホームページに掲載する方法により公表するものとする。

#### 6. 内容を公表しない契約

本学の行為を秘密にする必要がある契約については、公表の対象としないものとする。

広島大学工事請負契約細則1-1-1 「工事等入札手続きについて」(抄)

17. 情報公開

- ② 工事に係る入札・契約の過程, 契約の内容に関する公表については, 「平成19年9月19日付け文教施設企画部長会計課長通知 19文科施第223号(工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表について)」を準用する。